

資 料

「宮城県子ども支援会議」資料（本文 p. 45）

2011年に設置要項が作成され2013年改訂された。

宮城県「子ども支援会議」設置要項

—— 子どもと保護者に優しい環境の修復 ——

2011年作成

1. 目的

東日本大震災により被災した人々を対象に、特に子どもたちの保護、心のケア、子育て支援などを実施するにあたって、宮城県の復興支援計画実施のため・具体化のためにNGO及びNPOなどの関係各機関の連絡調整を図る。

宮城県の子ども支援に関するNGO/NPO間と行政との情報共有と、よい実践例に沿ったモデル事業の推進を促す。

2. 活動

- ・ 誰が（Who）、何を（What）、どこで（Where）、いつ（When）といった活動の情報共有のとりまとめと促進
- ・ 子どもに関する支援の重複、不足、ギャップを情報共有により見極め調整
- ・ 共有情報を、行政を通じ自治体、地域団体へ発信・啓発し、現地協力、地域資源活用を促進
- ・ 優れた実践例の共有および有害になりかねない実践例の抑制
- ・ スタッフやボランティアの研修機会の共有

3. 活動の原則

本会は、参加団体個々の活動がより効果的・適切に行えるよう相互の連携・連絡を図るものであって、会員団体個々の活動を制限するものではない。

本会は、特定の政党・団体・個人の利益のために活動するものではない。

4. 参加団体

県の関連部署（教育庁義務教育課、教育庁生涯学習課、総務部私学文書課、保健福祉部子育て支援課）、ジャパン・プラット・フォーラム、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、日本ユニセフ協会、プラン・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、シャンティ国際ボランティア、日本赤十字、災害子ども支援ネットワークみやぎ（2011年8月7日現在）。本会の趣旨に賛同する非営利団体は、原則参加できる。

「宮城県子ども支援会議」設置要項

2013年4月改訂版

1. 概要

「宮城県子ども支援会議」は東日本大震災直後、復興・物資支援にあたる複数の国際 NGO、県の関連部署が連絡調整を目的として開催した会議。参加団体は地元の NPO が加わって約 50 団体となり、子ども支援についての情報交換や、心のケアのガイドライン策定などを実施。現在は、月 1 回の会議を行っている。

2. 活動方針

2013 年度は震災から 3 年目を迎え、被災した子どもたちや子育て世帯の置かれている状況が各地域でより個別化・複雑化していく中で、必要とされている支援が、きちんと子どもたちに届くように、本会議を継続して実施していく。

特に、以下の 3 点に重点をおいた活動を行う。

- 1) 県内の子どもたちの実態をより詳しく把握する
- 2) 子どもへのサポートを、よりきめ細かく行える体制を整える
- 3) 子ども支援者が相互にサポートできるネットワークを強化する

3. 参加団体・機関

・登録団体のうち 13 年度の宮城県子ども支援会議に参加実績のある団体) : 34 団体

ケア宮城／CAP みやぎ／セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン仙台事務所／日本ユニセフ協会／宮城県ユニセフ協会／東日本大震災中央子ども支援センター／宮城県学童保育緊急支援プロジェクト／郡和子事務所／子育て支援アシスト・エフワン／子どものための石巻市民会議／こども∞感ばにー／キッズドア／TEDIC／チャンス・フォー・チルドレン／グランドライズ自習支援 TERACO／子どもの村東北／みやぎ子ども養育支援の会／JEN／地域創造基金みやぎ／とめ女性支援センター／東日本大震災圏域創生 NPO センター／みやぎ・わらすっこプロジェクト／おやかアロマケアなどで／冒険あそび場-せんだい・みやぎネットワーク／東日本大震災ルーテル教会救援／チャイルドラインみやぎ（事務局）／みやぎ連携復興センター（事務局）／宮城県生涯学習課／宮城県義務教育課／宮城県子育て支援課／宮城県仙台保健福祉事務所／復興庁宮城復興局／政府広報（電通パブリックリレーションズ）／竹中工務店

宮城県子ども支援会議作成ガイドライン（本文 p. 45）

災害ボランティアのみなさまへ

子どもの保護と安全確保に関する行動規範（国際機関のガイドラインより抜粋）
宮城県子ども支援会議

子どもたちの保護と安全確保のため、被災地でのボランティア活動にあたっては、以下の行動規範を守って頂きますよう、宮城県子ども支援会議よりお願い申し上げます。宮城県子ども支援会議は東日本大震災の復興支援にあたる複数の国際 NGO、宮城県内の NPO、県庁が協力して立ち上げた連絡調整と技術支援を主な目的とする機関です。

*この行動規範における子どもの定義は、「児童福祉法」、「子どもの権利に関する条約」に則り、0歳から満18歳に達するまで（18歳未満）の男女といたします。

- 年齢、性別、心身の健康状態や、他の状況等に関わらず、すべての子どもたちに平等に接してください。それぞれのニーズに合わせて対応することは必要ですが、すべての子どもたちが平等で大切な存在であるということを常に認識して活動してください。
- 子どもたちに恥をかかせるようなこと、子どもたちを軽んじたり、見下したりするようなこと、または一切の精神的虐待につながる行為は避けてください。特に子どもたちに対して、本人が自ら望まない限り、被災体験を聞き出すことのないようにお気をつけください。
- 他の子どもたちを差し置いて、特定の子どもたちをひいきし、異なる扱いをしたり、差別したりしないようにしましょう。
- 子どもと閉鎖的な空間で二人きりになることは避けてください。子どもが個別で話をしたいと言った場合は、他の子どもたちや人々が目に入る開放された空間で、かつ、二人の声が他の人に聞こえない状態を確保して会話出来るようにしてください。
- 子どものプライバシーを守ってください。子どもたちの写真や動画等は無断

で撮影しないで、本人・保護者の承諾を取った上で行ってください。子どもたちと話したことの内容は、子どもたちのプライバシーを守るため、基本的に、子どもたちの個人情報特定されないよう、匿名以外では、第三者とは共有しないでください。

- 子どもたちを、みなさんが活動される場所より保護者や保護責任者に無断で連れ出したり、みなさんの自宅や宿泊地などに連れて帰るといった行為はしないでください。
- どのような活動においても、その環境や、活動の過程、活動の結果により、子どもたちの安全が損なわれたり、子どもたちが怪我をしたり、病気になったり、もしくは、虐待などの被害にあう危険にさらされることのないように配慮して行動してください。
- いかなる場合も、体罰もしくは、しつけという名目で子どもの体に接触しないでください。（「児童虐待の防止等に関する法律」は以下を虐待と定義しています）
 - 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など。
 - 心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家における配偶者に対する暴力。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- どのような問題や懸念事項も話し合うことのできる開かれた雰囲気、環境を作り出し、維持してください。
- スタッフ間での活動に対する責任感を確かなものとし、問題行動や虐待につながる恐れのある行動は互いに見逃さないようにしてください。
- 子どもたちに決定権などの力があることを知らせてください。つまり、子どもに権利があることや、子どもにとって許容してよいこととしてはいけないこと、問題がおきたときの対処の仕方について、子どもたちと話し合しましょう。

宮城県子ども支援会議作成チェックリスト（本文 p. 45）

ストレスチェックリスト（団体用）

支援活動をする際、団体／組織には、活動を行うスタッフのストレスを管理し、スタッフが燃え尽きることなく、安全に活動を行えるよう組織的な取り組みをする必要があります。支援活動を無理なくできるよう、以下のチェックリストをご活用ください。

1) スタッフおよびボランティアへの支援とストレスマネジメント

- スタッフ（ボランティアも含む）のストレスに対応するための具体的なかつ明確な方針と計画がありますか。
- スタッフの休暇を保障していますか？（具体的な休暇のシステムを作って、実行していますか？）
- 労働基準法では週 40 時間を超えての労働を禁じています。時間外勤務についても定めています。これらを順守していますか？（また、就業時間が 12 時間以上になる日が 5 日以上連続してある場合には、通常の休暇に加え、5 日ごとに半日の休みをとらせなければなりません。）
- スタッフの精神医学的訴え（精神的な不調の訴え）に対して対応できるような専門家による支援体制を確保していますか？また、それをスタッフが利用しやすいように情報を与えていますか？
- 極度のストレスにさらされたスタッフ（惨事の経験や目撃など）がいる場合、適切なセルフケアや専門家の援助が受けられる体制をとっていますか？

2) 活動に向けたスタッフおよびボランティアの準備

- スタッフおよびボランティアを採用するときに適切な選考をおこないましたか？
- 活動する地域・コミュニティの文化的社会的背景について、適切な情報をスタッフおよびボランティアが得て、理解していますか？
- 業務の目標、活動内容を明確にしていますか？またそれらの最新のものがスタッフおよびボランティアに伝わっていますか？
- 起こりうるストレスについての教育、対処法などの研修などをスタッフおよびボランティアに行いましたか。
- 就業時間を 8 時間以内におさめるよう監督していますか。
- スタッフ間の連絡方法を明確にしていますか。

- スタッフのうち誰かが、ストレス管理や心理的応急処置（PFA）などの心理的なピアサポートに必要な知識を得る研修を受けていますか。
- 3) 継続的なスタッフおよびボランティアへの支援と管理
 - 活動前後、活動中の報告や話し合いの場を毎日あるいは定期的に設け、全員が参加していますか。
 - 特に心理ケアスタッフに対して十分な技術指導（スーパービジョンや研修）などを行っていますか。
 - ストレスチェックを定期的に行っていますか（1ヶ月に1回、3ヶ月に1回など）
 - スタッフの活動に際しての安全面、衛生面、健康な生活習慣を配慮していますか。

出典

- * Managing stress in the field
International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies
- * IASC Guidelines on Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings（災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関するIASCガイドライン）
- * Psychological First Aid, guide for field workers（August 2011 in English）

A ストレスチェックリスト（スタッフ用）

支援活動をする際、活動を行う各人が自分のストレス状態をチェックし、燃え尽きることなく、安全に活動を行うよう、自分自身で予防のためのケアを行わなくてはなりません。以下のストレスチェックリスト、およびケアのためのチェックリストをぜひご活用ください。

自分のストレス状態チェックリスト

ストレス状態チェックリスト

参考：ボランティアとこころのケア（日本赤十字社）

http://www.jrc.or.jp/vcms_lf/care1.pdf

- 周囲から冷遇されていると感じる
- 自分が向こう見ずな態度を取ることがあると思う
- 自分が偉大だと感じることが多い
- 休息や睡眠を十分取れない（休息や睡眠時間が不足している）
- 仲間やリーダーを信頼できない
- ケガが多い、病気になりやすい
- 物事に集中できない
- 何をしても面白くない
- すぐ腹立ち、人を責めたくなる
- 不安がある
- 状況判断や意思決定を誤ることがよくある。
- 頭痛がする
- よく眠れない（眠りになかなかつけない、眠りが浅い）
- 酒やタバコが増える
- じっとしてられない
- 気分が落ち込む
- 人と付き合いたくない
- 問題があるとわかってはいるが、考えないようにしている。
- いらいらする
- 物忘れがひどい
- 発疹がでる

チェックが6つ以上だったら、思いきって休みましょう！もしも休んでも状況が改善されない場合には、同僚や上司、専門家に相談しましょう。

B ストレスアンケート (Short questionnaire on stress)

出典：Managing stress in the field

International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies

3ヶ月に1度、以下のチェックリストをもとに、自分のストレス状態を把握しましょう。

以下のそれぞれの状況について、ここ1ヶ月の自分に当てはまる所にチェックをつけましょう。

| 状態 | 一度もない (1点) | 月に1度ぐらい (2点) | 週一度、頻繁 (3点) | いつも (4点) |
|-----------------------------|---------------|-----------------|----------------|-------------|
| 緊張を感じる | | | | |
| 体に痛みがある | | | | |
| 気持ちも体もいつも疲れている | | | | |
| 小さな音にも驚く | | | | |
| 仕事に興味がわからない | | | | |
| 衝動的になり、向こう見ずなことをする | | | | |
| 落ち込む出来事が頭から離れない | | | | |
| 悲しく、泣きたい気持ちである | | | | |
| 通常よりも自分の能力を発揮できない | | | | |
| 明快な計画を立てたり考えたりしにくい | | | | |
| よく眠れない | | | | |
| 決まりきった日課を行うのもおっくうだ | | | | |
| 批判的あるいは皮肉っぽい | | | | |
| 悪夢を見る | | | | |
| いらいらしやすく、少しの不便や要求にいらつく | | | | |
| 最初の頃よりも仕事に時間をかけている (日数や時間数) | | | | |
| 合計点 | | | | |

合計点を出しましょう：

20点以下：現在の活動環境下でのストレス状態は正常レベルです。

21点から35点：ストレスに苦しんでいる可能性があります。もう少し余裕を持ちましょう。

マネージャーなどの上司と話し、ストレスレベルを下げる方法を見つけましょう。

36点以上：深刻なストレス状態にある可能性があります。身近な人、あるいは上司、監督者、マネージャー、健康担当者、カウンセラーや医者に相談して、援助を求めましょう。

平成 23 年度被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金
交付要領（本文 p. 50・p. 54）

（趣旨）

第 1 条 県は、東日本大震災に被災した子ども及びその家族等（以下、「被災児童等」という）への支援を目的として、子育て支援対策臨時特例基金（以下「基金」という）を活用し、NPO 等（特定非営利活動法人、ボランティア団体等をいう。以下同じ。）の団体に対し、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助金（以下「補助金」という）を市町村を通じて交付するものとし、その交付等に関しては、「安心子ども基金管理運営要領」（平成 21 年 3 月 5 日付け 20 文科発第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営要領」という）及び補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という）並びに宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付対象者は、市町村とする。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす NPO 等が被災児童等を対象とした支援活動（補助対象活動）を行う場合に、その活動に要する経費について、市町村が当該団体に対して助成する事業とする。

- (1) 被災地支援活動を行う NPO 等
- (2) 宮城県内に主たる事務所を有し、宮城県内を中心として活動している団体
- (3) 規約又は趣旨書を有し、支援・活動の実態が明確である団体
- (4) 選挙・政治・宗教活動・営利を目的としていない団体
- (5) 構成員が 2 人以上である団体

（補助対象活動）

第4条 補助の対象となる活動は、宮城県内における支援活動で、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 一時預かり等補完事業
- (2) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の実施事業
- (3) 法律や経済的支援等に関する相談会の実施事業
- (4) 子どもの遊びの場の提供事業
- (5) 前各号の他、市町村長が特に必要があると認めた上、知事がそれに同意した被災児童等への支援となる事業

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象とする経費は、別表1に定めるとおりとし、補助率及び補助限度額は別表2に定めるとおりとする。

(補助対象外経費)

第6条 前条に規定する経費のうち、次の各号に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 他の機関や団体等からの補助を受けている経費
- (2) 国及び県が別途定める補助金及び交付金等の対象となる経費
- (3) 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための経費
- (4) 個人に金銭給付を行い、個人の負担を直接的に軽減するための経費
- (5) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助するための経費
- (6) 施設整備のための経費（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式及び規則第3条第2項の規定による補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、様式第1号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定するに当たっては、運営要領第4(2)から(6)で規定する条件を付すものとする。

2 運営要領第4(2)の規定による知事への承認申請は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付条件変更承認申請書(様式第2号)または宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金等中止(廃止)承認申請書(様式第3号)、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金等実施状況報告書(様式第4号)によるものとする。

(交付決定通知)

第9条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとし、同第8条第4項において準用する同第6条の規定による変更交付決定の通知は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付決定後変更通知書(様式第6号)によるものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業等遂行状況報告書(様式第7号)によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実績報告書(様式第8号)及び同報告書に定める様式によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認められるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付することができる。

2 前項ただし書きに規定する補助金の概算払いを請求する場合は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金概算払申請書(様式第9号)を事前に提出するものとする。

(年間事業計画書の提出)

第13条 市町村は、宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実施計画書(様式第10号)を策定し、知事が指定する日までに県に提

出するものとする。

2 前項の計画に変更がある場合は、速やかに県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月19日から施行し、平成23年7月28日に遡及して適用する。

(別表1)

経費名 経費の内訳

- (1) 賃金 事業実施に不可欠なスタッフの賃金（団体の恒常的な職員に係るものを除く。）
- (2) 講師謝金 外部から招聘した講師や指導者に支払う謝金
- (3) 旅費交通費 交通費実費、宿泊費等
- (4) 物品・資材購入費 事業実施に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用
- (5) 印刷製本費 印刷代、報告書等作成費
- (6) 使用料及び会場借り上げ料
事業に短期的に必要な会場や機材等の借り上げ料
- (7) 通信運搬費 郵送料、電話通信料
- (8) 消耗品 事務用品、消耗品等
- (9) 燃料費 ガソリン費、灯油費等
- (10) その他県が必要と認める経費

(別表2)

補助対象活動 補助率 補助限度額

- (1) 一時預かり等補完事業
- (2) 被災児童等の心を癒すイベント・講習会等の実施事業
- (3) 法律や経済的支援等に関する相談会の実施事業
- (4) 子どもの遊び場の提供事業
- (5) その他被災児童等への支援となる事業

定 額

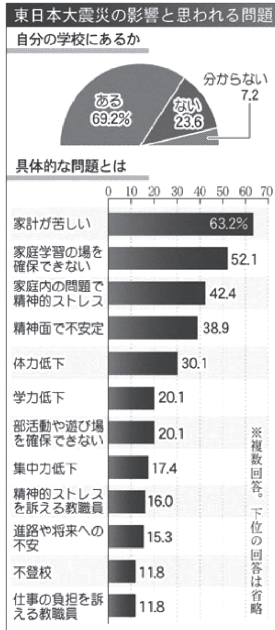
1団体（NPO等）当たり

1,000（千円）__

河北新報社記事（本文 p. 161）

「児童に震災影響」7割 宮城県沿岸小中 本社アンケート

2014年1月1日水曜日
河北新報社 朝刊



◎家計の苦しさ突出

東日本大震災で被災した宮城県沿岸部の小中学校の約7割が、自校の児童・生徒に震災の影響とみられる問題が現在もあると受け止めていることが、河北新報社が各校長に実施したアンケートで分かった。問題は苦しい家計や精神面の不安定、学力・体力の低下など多岐にわたっている。被災地全体の小中学生の現状には8割以上の校長が「事態は深刻」と危機意識を持ち、多くが問題の長期化を懸念している。

児童・生徒に震災の影響と思われる問題が「ある」と答えたのは69.2%。内訳は小学校68.4、中学校70.7%だった。問題が「ない」は23.6%だった。

震災の影響と思われる具体的な問題はグラフの通り。複数回答の結果、「家計的に苦しい児童・生徒が増えている」が小中学校ともに最多だった。震災による保護者の死亡、失業などで経済的に厳しい生活を強いられる児童・生徒が依然として多

数いる実態がうかがえる。中学校は77.4%と特に高く、教育費がかかる年代で家計の問題が深刻になっているとみられる。

プレハブの仮設住宅暮らしなど住宅事情の劣悪さを示す回答も多く、「家庭学習の場を確保できない」が約5割、「家庭内の問題で精神的ストレスを抱える」が約4割を占めた。「精神面で不安定」「体力の低下」「学力の低下」を挙げる回答が2割から4割程度あり、震災の影響が児童・生徒の成長、発達を阻害する要因になりかねない一面も浮かび上がった。

いまだに震災前の日常を取り戻せないでいる被災地の小中学生全体について尋ねた設問では、「事態は深刻で、問題の長期化が予想される」が58.2%で最多。「事態は深刻だが解決に向かっている」が23.1%で続いた。双方を合わせると、「事

態は深刻」として現状を憂慮する回答が81.3%に上った。

被災児童・生徒に対する行政や地域、民間からの支援が十分かどうかについては、「十分」「ある程度十分」が45.7%、「やや不十分」「全く不十分」が41.4%で意見が分かれた。不十分な分野（複数回答）は「経済的支援」「保護者への住宅支援」「就労支援」が多数を占め、校長の多くが、一刻も早い生活基盤の安定を願っていることがうかがえる。

◎心折れぬ配慮を／宮城県子ども総合センター 本間博彰所長（医学博士）

被災地の学校訪問で児童・生徒の問題が表面化してきたと感じており、それを裏付ける調査結果だ。阪神大震災でも心の問題は3年目に多くなった。家族機能の低下などで心の問題を抱える子どもたちが増えてきたといえるだろう。

調査結果にあるように、心の問題が不登校や集中力低下などいろいろな面に表れている。最近よく、ぼーっとしている子が増えたと聞く。心的外傷後ストレス障害（PTSD）の典型例だ。嫌な記憶から逃げ、自分を守るための症状と理解してやるのが大事だ。

怖いのは目立たない問題だろう。親を亡くした遺児や孤児は模範生が多く、外から内面の問題が見えにくい。深い悲しみを抱えながら、それを考えないようにしている。いったん崩れたときに、パキンと折れるような状態にならないか心配だ。

ここにきて子どもの問題が表面化したのは、学校がようやく気付き始めたという面もある。教師の多くも被災者であり、震災後は自分のメンタルヘルス（心の健康）が保てず、目の前の問題から無意識に目を背けていた。PTSDの「回避」という症状だ。教師の心の問題はまだ多く、元気がなく、求心力を失った教師のクラスでは学級崩壊も起きている。

家庭が不安定だと子どもの状態は良くならない。被災地では間もなくがれきの処理が終わり、仕事が一気に減る。義援金などを使い切った人もいる。仮設住宅から出る見通しのない大人のイライラは募るばかりで、しわ寄せが子どもに向かないか気掛かりだ。

子どもを救うには大人のメンタルヘルスを保たなくてはならず、そのために周囲がなすべき課題は山ほどある。

[調査の方法] 宮城県の沿岸自治体15市町にある公立小中学校245校（小学校159校、中学校86校）の校長に昨年12月5日、アンケート用紙を郵送し、記名による回答を求めた。仙台市は宮城野区と若林区に限定した。回答数は208（回答率84.9%）。内訳は小学校133（83.6%）、中学校75（87.2%）だった。

宮城沿岸小中学校・河北新報社アンケート 生活不安、子に投影



校庭に仮設住宅が建つ被災地の小学校。子どもたちの遊び場は限られ、精神的なストレスや体力低下などが心配される＝東松島市の宮戸小

東日本大震災の被災地で河北新報社が実施した小中学校の校長アンケートは、震災から2年10カ月近くがたった現在も被災児童・生徒が震災の影響とみられるさまざまな問題を抱えている実態を浮き彫りにした。生活基盤の不安定さが子どもに悪影響を及ぼしている現状も浮かび、教育関係者は不安を募らせている。

◎ストレス、集中力低下／成績後退や不登校増

震災の影響と思われる具体的な問題は何か、を聞いた設問では、「家計が苦しい」「家庭学習の場を確保できない」「家庭内の問題で精神的ストレス」と家庭に関する項目が1～3位を占めた。宮城県教委義務教育課の鈴木洋課長は「家庭の問題がここまで高いとは思っていなかった」と感想を述べた。

震災で親を亡くした遺児と孤児は宮城県内で約1,000人に上る。親が仕事を失うなど収入が安定しない家庭は数限りない。プレハブの仮設住宅やみなし仮設などから通学する児童・生徒は現在も県内に約5,300人いる。鈴木課長は「住宅、就労の問題が子どもたちの安定、学校生活の安定につながる」と語った。

アンケートでは学力低下を問題点に挙げる回答が約2割あった。昨年8月に発表された全国学力テストでも宮城県の小中学校は成績が後退し、震災の影響が指摘された。

鈴木課長は「学力低下に震災の影響はある」と述べた上で、「震災のストレスや不安感があると集中力が低下し、授業に集中できない。仮設住宅など家庭の学習環境も良くなく、吸収力が落ちている」と解説する。

「不登校増」「精神面で不安定」など内面や行動に関する項目も多かった。阪神大震災では不登校などの問題行動が3～5年目にピークを迎えている。兵庫県教委教育企画課の野口博史指導主事は「精神面で不安定な子どもは数字以上にいると思った方がいい。子どもは元気に見えても内面は別のことがよくある」

と助言する。

「その他」の回答で「クレームの保護者が増えた」という記述が複数あった。野口指導主事は「親がイライラすると子どももわずかなことでイライラし、それを見た親が学校に抗議するという悪循環が起り得る」と、被災地ならではの現象に言及した。

教職員に関しては「精神的ストレス」が16%あった。宮城県教職員組合の瀬成田実書記長は「実態はもっと多い印象だ。我慢して声を上げない教職員が多いのではないかと。負担を減らすため、教職員の数をもっと増やすべきだ」と主張する。

アンケートは県内の沿岸自治体15市町の245校を対象に実施した。津波で人的、物的被害があった学校と、ほとんど被害のなかった内陸寄りの学校が混在する。7割の校長が「問題あり」と答えた結果から、瀬成田書記長は「被災校以外でも、多くの学校が悩みを抱えていると見なければならぬ」と、問題の広がりを指摘した。

◎宮城県内沿岸部の小中学校校長に対する東日本大震災関連アンケート結果

問1 震災から2年9カ月がたちますが、あなたの学校や児童・生徒に震災の影響と思われる何らかの問題はありますか。

| | |
|--------------|----------------------|
| ある | 69.2 (小 68.4、中 70.7) |
| ない | 23.6 (小 23.3、中 24.0) |
| 分からない・答えられない | 7.2 (小 8.2、中 5.3) |

問2 問1で「ある」と答えた方に聞きます。震災の影響と思われる具体的な問題は何ですか。該当するものを全て選んでください。

| | |
|----------------------|----------------------|
| 児童・生徒の学力低下 | 20.1 (小 18.7、中 22.6) |
| 児童・生徒の体力低下 | 30.1 (小 34.0、中 24.5) |
| 児童・生徒の栄養バランスの悪化 | 4.9 (小 6.6、中 1.9) |
| 不登校児童・生徒が増えている | 11.8 (小 7.7、中 18.9) |
| 児童・生徒の集中力低下 | 17.4 (小 23.1、中 7.5) |
| クラスや学校になじめない児童・生徒が多い | 6.3 (小 6.6、中 5.7) |

精神面で不安定な児童・生徒が多くいる

| | |
|------------------------------------|----------------------|
| | 38.9 (小 40.1、中 35.8) |
| 校内暴力など異常行動が増えている | 2.8 (小 2.2、中 3.8) |
| 学級崩壊が深刻になっている | 0.7 (小 1.1、中 0.0) |
| 家計が苦しい児童・生徒が増えている | 63.2 (小 54.9、中 77.4) |
| 住宅事情などで十分な家庭学習の場を確保できない児童・生徒が多くいる | 52.1 (小 50.5、中 54.7) |
| 住宅事情など家庭内の問題で精神的ストレスを抱える児童・生徒が多くいる | 42.4 (小 38.5、中 49.0) |
| 進路や将来への不安を抱える児童・生徒が多くいる | 15.3 (小 4.4、中 34.0) |
| 学校内で学習の場を十分に確保できない | 9.0 (小 5.4、中 15.1) |
| 学校内で部活動の場や遊び場を十分に確保できない | 20.1 (小 14.3、中 30.2) |
| 仕事の負担を訴える教職員が増えている | 11.8 (小 11.0、中 13.2) |
| 精神的ストレスを訴える教職員が増えている | 16.0 (小 16.5、中 15.1) |
| その他 | 9.0 (小 8.8、中 9.4) |

問3 被災地全体ではつらい体験をした児童・生徒が多くおり、今もさまざまな問題が指摘されています。被災児童・生徒の現状をどう見えていますか。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 事態は深刻で、問題は長期化が予想される | 58.2 (小 57.1、中 60.0) |
| 事態は深刻だが、解決に向かっている | 23.1 (小 22.5、中 24.0) |
| 深刻な事態はほとんど解消している | 6.7 (小 7.5、中 5.3) |
| どれでもない | 3.8 (小 3.8、中 4.0) |
| 分からない・答えられない | 8.2 (小 9.0、中 6.7) |

問4 被災児童・生徒とその家族に対する行政や学校、地域、民間、ボランティアなど周囲による支援は十分だと思いますか。

| | |
|--------------|----------------------|
| 支援は十分 | 2.9 (小 3.8、中 1.3) |
| ある程度十分 | 42.8 (小 43.6、中 41.3) |
| やや不十分 | 40.4 (小 37.6、中 45.3) |
| 全く不十分 | 1.0 (小 0.8、中 1.3) |
| 分からない・答えられない | 13.0 (小 14.3、中 10.7) |

問5 問4で「やや不十分」「全く不十分」と答えた方に聞きます。十分でないのは何だと思えますか。該当するものを全て選んでください。

| | |
|----------------------|----------------------|
| 行政や民間による経済的な支援 | 57.0 (小 56.9、中 57.1) |
| カウンセラーなど専門家による精神的なケア | 37.2 (小 43.1、中 28.6) |
| 栄養士などによる栄養指導 | 1.1 (小 0.0、中 2.9) |
| 学校による学習指導 | 5.8 (小 3.9、中 8.6) |
| 学校による生活指導 | 3.5 (小 2.0、中 5.7) |
| 民間やボランティアによる学習支援 | 17.4 (小 15.7、中 20.0) |
| 民間やボランティアによる話し相手 | 7.0 (小 9.8、中 2.9) |
| 保護者に対する就労支援 | 54.7 (小 53.0、中 57.1) |
| 保護者に対する住宅支援 | 65.1 (小 59.0、中 74.3) |
| その他 | 10.5 (小 5.9、中 17.1) |

【注】 数字は%。「小」は小学校長、「中」は中学校長

2014年1月4日土曜日

河北新報社 朝刊

宮城県沿岸部の小中学校校長を対象に河北新報社が実施したアンケートで、児童・生徒について自由記述を求めたところ、東日本大震災による影響の深刻さがあらためて浮かび上がった。家庭の状況や保護者のメンタルヘルス（心の健康）を心配する記述が多く、学校現場だけでは対応が困難な状況もうかがえる。

◎時間経過し問題表面化／児童・生徒

震災の影響はここにきて目立ち始めたとの指摘が複数あり、石巻地区の中学校長は「震災から時間が経過し、生徒の抱えていたものが表面に出てきたような気がする」と記した。

震災の影響とみられる具体的な状態として「フラッシュバックする子がいる」（石巻地区の小学校長）「避難訓練があると数日間、精神的に不安定になる子がいる」（仙台市の小学校長）などの例示があった。別の仙台市の小学校長は「戦争単元学習で津波を思い出してしまう子など、配慮を必要とする子が多数いる」と打ち明けた。

友人間のトラブルや不登校など問題行動が多くなった、との証言は複数あった。

石巻地区の小学校長は「集中力が持続できない、規範意識が低い、自己中心的な行動に出る、問題の責任を他者に転嫁する、すぐ暴力的になる、などの傾向が見られる」と事例を挙げた。石巻地区の中学校長は「メンタル面でひ弱な子どもが増加しているような気がする。内面が読めない子どもがいる」と戸惑いを示した。

全体像はまだ不透明との指摘もあり、「生徒が心にしまい込んでいることが、いつ顕在化するか心配」（県南の中学校長）「現在は震災の影響が見られなくても、生徒に影響がないのではなく、表面化していないだけ」（仙台市の中学校長）などの指摘があった。

◎子どもより心配な例も／保護者

家庭や保護者に目を向ける校長は多く、「子どもより保護者の方が心配なケースがみられる」（仙台市の小学校長）「家庭によっては、児童・生徒よりも保護者のストレスが大きくなっているように感じる」（多賀城地区の中学校長）など

の感想があった。

児童・生徒が抱える問題の多くは保護者に原因があるとの見方も多く、「離婚など家庭環境の変化に伴い精神的、肉体的なストレスを抱える子が増えたようだ」（気仙沼地区の小学校長）などの記述があった。

石巻地区の中学校長は「不登校が増加傾向にある」と明かした上で、「経済的困窮、保護者間のドメスティックバイオレンス（DV）、離婚の増加も遠因と考えられ、何ともやりきれない」と心情を吐露した。

多賀城地区の中学校長は「保護者の中には（学校に）不当な要求をする人がいる。大人の心のケアも必要では」と提案した。

◎社会機能の低下が波及／地域

震災で地域の様子も一変し、児童・生徒に影響が及ぶケースも見られる。「思い切り大声を出したりボールを蹴ったりする場所がない。仮設住宅の小さな広場で遊んでいると、声が大きいと注意されたりするようだ」と仙台市の小学校長は地域の実情に触れた。

地域社会の現状について「以前通りの地域コミュニティが形成されていない」（石巻地区の中学校長）と嘆く意見も複数あった。

仙台市の小学校長は「もともと進んでいた人間関係の希薄化、コミュニティ機能の低下は震災後大きく進んだように思える。それは家庭にも、子どもたちの日常生活にも影響を及ぼしている」と所感を寄せた。

◎心身の疲労限界と指摘／教職員

震災で心の問題を抱えた教職員も少なくない。仙台市の小学校長は「避難訓練などの際、震災当日のことを思い出し不安定になる教職員がいる」と打ち明ける。

気仙沼地区の中学校長は「さまざまな困難を抱えながら生徒は元気を取り戻している。それは教職員の献身的な頑張りによるところが大きい。しかし教職員の疲労は限界に近い。教職員の支援が必要だ」と訴えた。

<校長の一言～アンケートから>

■「震災前から（宮城県の）沿岸部は教育環境や教育意識が内陸部より低いように感じていた。震災で格差が広がる一方だ」（気仙沼地区の小学校長）

- 「震災当時の小学生が思春期を迎える時、震災のとらえ方に変化があるのか、その変化が何らかの形で顕在化するのかを注視したい」(塩釜地区の中学校長)
- 「児童・生徒のさまざまな問題が出てくるのはこれからだと思われる」(県南の小学校長)
- 「被災者でもある教職員が、自分のことは口に出さず黙々と働いている」(気仙沼地区の小学校長)
- 「震災後3年ぐらいで(子どもたちに)さまざまな問題が出てくると言われているが、どう対応をすれば効果があるのか分からない。具体的なアドバイスを求めても得られない。これまで通りのことをすればよい、と言われているが、それだけで本当に十分なのか分からない。無力感や焦りを感じている」(県南の中学校長)
- 「復興工事に伴う大型車両の交通量が増え、登下校時の安全確保が難しい」(県南の中学校長)
- 「モノや金、どこかへの招待、イベントなどの支援よりも、落ち着いて、安心感の中で日常を過ごすことが大切だと感じる」(塩釜地区の中学校長)
- 「震災のことがいつフラッシュバックするか判断できない。被災した生徒たちは何年経過しても、これで解消したということはないのではないか」(県南の中学校長)
- 「いつまでも被災者という意識でいては現状は変えられない。生徒には『仮設校舎でもしっかり学習できる。前を向いて未来に向かって一歩ずつ進んでいこう』と話をしている。苦しくとも上を向いて前に進めば必ず道は開ける」(塩釜地区の中学校長)
- 「中学卒業後、高校などで関わる友人の何げない言動などで、傷つくことがあるのではないかが気掛かりだ。現在は同じ困難を経験してきた仲間ばかりだが…」(県南の中学校長)
- 「個に寄り添った支援が継続的に必要だと思う。3年後、5年後、10年後、子どもたちの教育を受ける権利を守っていきたい。教師は子どもにとって生涯教師であり続ける」(多賀城地区の中学校長)